

令和6年12月26日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和6年9月12日付6宇市人第497号にて諮問を受けた標記の件について、審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり改定することが妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

1 改定すべき月額について

区分	改定後の月額（円）
議長	645,000
副議長	595,000
議員	545,000
市長	1,090,000
副市長	910,000
教育長	800,000

2 改定の実施時期について

額の改定は、速やかに実施することが適当であります。

※ 本年の答申を踏まえた改定を行った場合の報酬（又は給料）月額の違いは以下の通りとなります。

報酬（又は給料）月額

区分	改定後	現行	差額
議長	645,000	635,000	+10,000
副議長	595,000	585,000	+10,000
議員	545,000	535,000	+10,000
市長	1,090,000	1,075,000	+15,000
副市長	910,000	895,000	+15,000
教育長	800,000	785,000	+15,000

※ 市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額の減額措置があるものとして算定した場合は以下の通りとなります。

給料月額

区分	改定後	現行	差額
市長	981,000	967,500	+13,500
副市長	837,200	823,400	+13,800
教育長	744,000	730,050	+13,950

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方に基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズを市政に反映するため、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行する必要があります。安全・安心なまちづくりはもとより、地域共生社会の推進や産業振興、未来への投資などを着実に、かつ迅速に進めていくことが求められており、その職責はより一層重みを増しているところです。

また、民間における本年の春季賃金改定では、業種や規模、業績等の状況によって違いはあるものの、物価上昇等に伴い、全体として昨年度を上回る賃上げが行われており、そういった近年の状況を受けて、人事院勧告においても、令和4年度以降、3年連続で国家公務員一般職の俸給が引き上げられ、指定職の俸給についても、昨年度から2年続けての引き上げとなっております。

そのような中において、市議会議員の議員報酬については平成15年度の改定、特別職の給料については平成21年度の改定以降、その額が据え置かれている状況です。

これらの状況を鑑み、従来からの改定の経過及び経済情勢、他の類似団体等との比較における水準等を総合的に検討して、今回改定することが妥当であると判断いたしました。

一方、特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、この間、しかるべき時期に本来の水準へ回復されるべきと提言しているところですが、本審議会といたしましては、今後も引き続き、できる限り早期の本来水準への回復に向け検討されたいと考えているところです。

終わりに、物価上昇等が市民生活に大きな影響を与える中であって、市民からの期待はより一層大きくなっております。市議会議員及び特別職におかれましては、各自の重責を再認識いただき、今後もより一層職務に精励され、

人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。